

平成29年鞍手町議会第5回定例会会議録（第4号）						
平成29年12月13日						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会日時 及び宣告	開 会 開 議				議 長	
	平成29年12月13日 午後1時00分				星 正 彦	
	閉 会 開 議				議 長	
	平成29年12月13日 午後1時51分				星 正 彦	
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	熊井照明	出欠	11	岡崎邦博	出欠
	2	須藤信一郎	出欠	12	須山由紀生	出欠
	3	川野高實	出欠	13	須藤敏夫	出欠
	4	宇田川 亮	出欠			
	5	竹内利一	出欠			
	6	田中二三輝	出欠			
	7	星 正 彦	出欠			
	8	鯉坂省治	出欠			
	9	栗田幸則	出欠			
10	久保田正之	出欠				
出席	13人					
欠席	0人					
欠員	0人					
会議録署名 議員	6	田中 二三輝		8	鯉坂 省治	

職 務 出 席	議会事務局 局長	渡辺智文	出欠	議会事務 次 長	長 浦 良	出欠
	町 長	徳島眞次	出欠	会計課長	櫻井順子	出欠
	副町長	阿部 哲	出欠	建設課長	白石秀美	出欠
	教育長	水摩幸隆	出欠	政策推進 課 長	三戸公則	出欠
	総務課長	藤原光徳	出欠	地域振興 課 長	立石一夫	出欠
	福祉人権 課 長	石井通稔	出欠	上下水道 課 長	原 敏勝	出欠
	税務住民 課 長	久保田隆一	出欠	教育課長	筒井英和	出欠
	農政環境課長 兼農業委員会 事務局 長	篠原哲哉	出欠	保険健康 課 長	松永憲昌	出欠
	地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名					
議 事 日 程	別紙のとおり					
付 議 事 件	別紙のとおり					
会 議 経 過	別紙のとおり					

平成29年第5回鞍手町議会定例会議事日程

12月13日 午後1時開議

第4号

- 日程第1 議案第66号 鞍手町農業委員会の委員の定数に関する条例
- 日程第2 議案第67号 鞍手町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第3 議案第68号 鞍手町総合福祉センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第69号 専決処分の承認（平成29年度鞍手町一般会計補正予算第4号）
- 日程第5 議案第70号 平成29年度鞍手町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第6 議案第71号 平成29年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第7 議案第72号 平成29年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計補正予算（第2号）

平成29年12月13日（第4日）

開議 13時00分

○議長 星 正彦君

これから本日の会議を開きます。

日程はお手元に配布のとおりです。

まず町長から12月11日の会議における発言について、会議規則第63条の規定により、お手元に配布しました発言取消申出書に記載した部分を取り消したいとの申し出がありました。

お諮りいたします。

これを許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって町長からの発言の取り消し申し出を許可することに決定しました。

これより日程に入ります。

日程第1 議案第66号 鞍手町農業委員会の委員の定数に関する条例を議題とします。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第66号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって議案第66号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第2 議案第67号 鞍手町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑ありませんか。

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

今回の条例の改正に伴って今後育児休業自体が取得しやすくなっていくのか、どういう状況に変わるのかというのを教えて下さい。

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

お答えいたします。

今回のこの一部を改正条例におきましては、鞍手町におきまして該当する、影響する職員はおりません。

職員は今までどおり3年間の育児休業があります。

臨時職員、嘱託職員につきましては、育児休業は対象になっておりませんので、この条例改正に伴いまして鞍手町に影響があることはありません。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

分かりました。

これまでの育児休業の取得状況などが分かればお願いしたいですし、分からなければ委員会の時にでも資料を提出していただきたいというふうに思います。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

いま持ち合わせておりませんので、委員会の時に提出させていただきたいと思っております。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第67号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第67号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第3 議案第68号 鞍手町総合福祉センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

質疑ありませんか。

田中二三輝君。

○6番 田中 二三輝君

まず、この案件につきましては、提案理由の説明の中に鞍手町総合福祉センター福祉棟の浴場については、設備の老朽化や利用者の減少から今年度末をもって廃止する方針であることはこれまでも表明しており云々ということがございます。

これに関しまして、その浴場を廃止する理由、経緯、経過等について詳しく説明をして下さい。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

お答えいたします。

まず福祉棟の浴場につきましては、本年第2回目の鞍手町町議会の定例会の施政方針において設備の老朽化や利用者数の減少により、平成29年度中の廃止に向け検討準備を進めてまいりますということを私が述べております。

総合福祉センター福祉棟の入館者につきましては、平成28年度が述べ2万4,882人、1日当たり85人であり、ピーク時である平成13年度の述べ8万5,755人、1日当たりが291人でした。その以前の時に比べまして約3割程度まで落ち込んでおります。

また設備も老朽化しており、使用料収入を差し引いても維持管理に多額の負担があるところから、検討の結果今年度末をもって廃止する方針といたしました。以上でございます。

○議長 星 正彦君

副町長。

○副町長 阿部 哲君

議員、経緯をとということでございます。

まず経緯につきましては、当初今年の3月の定例会のときには町長がそういった考えがあるというふうな施政方針を言われております。

その後、庁舎の建設の検討委員会が5月31日に開かれた時に、その委員会の中で総合福祉センターは将来的に新しい庁舎に持って行ったらどうかというような発言がっております。その中でいろいろ検討を重ねておりました。

その後、検討を重ねる中で9月に福祉人権課長の方からお風呂の方の関係の方に、こういった風呂を廃止するというような方針であるというように話を進めておりましたところ、10月にある企業の方から福祉センターの使用についてというように話がございまして、今回こういった条例の改正を行おうというところでございます。以上でございます。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

いま副町長が答弁しましたが、その後、庁舎検討委員会の中の間答申が9月25日に出たということなのですが、その後に、この中間答申を受けて10月に入りまして副町長をトップにしまして庁舎内、総務課、政策推進課、福祉人権課、地域振興課などの関係課、係長クラスでワーキングチームを作りまして検討を始めました。

その後10月中旬に一般質問でも地域振興課長が答弁しましたように、鞍手町内で事業をするために遊休施設を活用したいという、何処かありませんかということで地域振興課の方に尋ねて来られた企業がいらっしゃいます。それで10月中ぐらいに福祉センターを視察したいということで来られたので、10月20日の日に視察に応じました。

今のところは以上です。

○議長 星 正彦君

田中二三輝君。

○6番 田中 二三輝君

そういったことで今回条例の提出という形になったのだらうと思いますが、特に昨日一般質問をされた議員の質問の中においても、先程言いました調査等特別検討委員会、建設検討委員会の中間答申の付帯意見に基づきということですが、この福祉センターの関係等につきましては、委員会の初日か、1回目か、2回目の時に確かに私の方から福祉センターについての取扱い云々ということ質問させていただいたというふうに記憶もありますので、それに基づいて付帯意見が付けられてのプロジェクトチームを作成された後、検討に入った段階でタイミング良く企業等からの問合せもあったのだというようなご説明であるというふうに解釈したいと思います。

そういう内容について条例等を確認いたしました。鞍手町総合福祉センター設置及び管理に関する条例ということに関しまして、それに付随する条例の施行規則等の中身から見ますと、確かに収益事業等で利用が出来ないというような形で今条例等が整備されているというふうに理解をしております。その関係条例等を変更しやっていくということが提案理由の説明にある段階的に条件を整備しておく必要があるというところになってくるのかなと思いますが、まずこの段階的に条件を整備しておく必要があるという理解について、今私が言うような収益事業を目的とした先に、この閉鎖後の福祉棟を貸与出来る、そういった条件を整備して行くための第一歩であると。

そして、将来的に売却等になった時には、透明性をしっかり確保するという手続きを確実に踏むのだといったことを確認させていただきたいと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長 星 正彦君

副町長。

○副町長 阿部 哲君

議員がおっしゃるとおりで、これについてはそういった趣旨でこの条例改正を行っておりまして、言われるように透明性を持って今後の対応をしっかりして行きたいと考えております。以上です。

○議長 星 正彦君

田中二三輝君。

○6番 田中 二三輝君

最後にもう一度全体的に確認をさせていただきます。

まず、今回のこの条例改正には、庁舎建設検討委員会の中での付帯意見に基づいて検討を始め、プロジェクトチームが立ち上がり、そして活動を始めようとした矢先に企業からの申し出がタイミングよくあったというふうな理解でいいのかということを確認させていただきたいと思います。というのは、建設検討委員会の中でこういう貸付先がありますから福祉棟について、こういうふうな形で処分を考えていますとかという話は一切ありませんでしたので、そういった時系列で間違いがないということを再度確認させていただきたい。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

検討委員会の中で中間答申をいただく時までは、まだこういう話というのは全然ありませんでした。中間答申をいただいた後に、先程も言いましたように企業の方から、まず管理棟の研修室を一般と同じように貸してもらっただけでいいと、研修室を貸して下さいというような形で言われたのですが、条例に載っていますように、4条の事業の中にも入りませんし、施行規則の中にも収益を目的とする民間企業が研修室を使うというのはいかなるものかということで検討しました結果、条例の適用外にしないと貸せないということになりましたので、このように今回条例改正を上げさせていただきます。

時系列の確認におきましても間違いはありません。以上です。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

この議案については、昨日の一般質問をさせていただきました。その一般質問の最後で総合福祉センターは町民のためのものということで町長は答弁をされたというふうに思います。忘れてはないと思います。

今、隣の議員は提案理由の説明のことについても縷々質問されましたが、提案理由の説明では、将来的な全施設の利活用を前提としたプロジェクトの提案のあったことから、この機会を失することなく取り組みを進められるよう段階的に条件整備を行っておく必要があるため、として福祉棟の浴場の廃止をすることとなっていますが、先程答弁の中にもありましたが、利用者が減少していると、13年度の利用者に比べて3割ぐらまで減っているという答弁でした。

しかしながら、答弁の中にもありましたように28年度で高齢者が年間約1万7千人。全体でも約2万5千人の方が利用している。鞍手町の施設の中でも利用頻度の高い施設だと思います。

本当に町民のための施設というなら、廃止するのではなく設置目的に沿ってより多くの方が利用出来るように知恵を出して改善することが、この施設を作った行政としての勤めではないですか。福祉棟の浴場を廃止することがなぜ町民のためになるのか、答弁をお願いします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

お答えいたします。

総合福祉センターの福祉棟の浴場の施設については、設備の老朽化や利用者数の減少から、今年度末をもって廃止する方針であることは先程私が述べましたが、浴場の施設を含む福祉

棟については、町といたしましても高齢者の憩いの場であることは承知しておりますが、浴場があることだけが福祉と言えるものではなく、こどもから高齢者まで幅広く活用できる居場所づくりを検討していくことが大事なものではないかとそのように考えております。

そのため、高齢者の憩いの場については、管理棟のオープンスペース、入りまして奥の方になるのですが、管理棟のオープンスペースを活用いたしまして、町民の憩いの場を備えることも検討もいたしております。このことから、議員がおっしゃることも重々分かりますが、私としては当初から申しておりますように、福祉の後退はいけないというふうに申しております。

これをもって福祉の後退となることには繋がらないとそのように考えておりますし、また先程も私が答弁いたしましたように、やはり費用対効果というもの、そこをやはり検討委員会の皆さん方にも重々ご配慮いただいて、審議をいただいたことだとそのように伺っています。以上でございます。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

全然答弁になっていないでしょう。どうして浴場を廃止することが町民のためになるかということを探ったのです。3回しかできないのもう一度答えて下さい。

それと、今、前議員も質問していましたが、浴場の施設が赤字だとか、経費がかかるだとか、そもそもその福祉施設に収益を上げるための施設なのかどうかです。これは収益事業かということと隣の議員は言われていましたけれど、福祉施設が収益事業になり得るはずがないのです。収支の善し悪しという尺度で存続を判断するような施設ではないでしょう。収入が少ないから廃止する、収入が多いから存続するとか、収入の善し悪し、収入が良いとか悪いとか、費用対効果があるとかないとか、そういったものが福祉施設の判断の材料になること自体がおかしいのではないですか。

提案されている議案の条項を見ると設置目的は収益を求めるものではなく、町民全てが生き生きと生活できる環境づくりを目指すことを目的としたと、設置の目的のところにもこう書いていますよ。もし、公共施設とか福祉施設に収益性を求めるなら、役場とか中央公民館とか、そういった施設も費用対効果とか収益性を求めるのですか。役場に利益が上がっていますか。

町長に多額の報酬を払っていますけれど、その報酬に見合うだけの収益が上がっていますか、違うでしょう。自治体そのものが収益性を求めるようなものではないですよ。

ましてや福祉施設に収益性を求めて費用対効果が合わないから廃止するとか、町長は町民のための施設だと言いながら何で収益性とかということを根拠に浴場を廃止しようとするのですか。もう一度答弁して下さい。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

施設の集約化により面積を縮小することが福祉の後退となるとは言えないとそうのように考えております。寧ろ今以上に福祉、保健事業に取り組めるように庁舎に付帯させる複合施設の整備を充実させたいとそうのように考えております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

浴場が無くなるではないですか。少ないとはいいいながら高齢者の人が1万7千人も使っているのです。全体でも年間2万5千の人が使っているのです。それが集約化というような一言で廃止出来るような施設ではないでしょう。

本当に町民のための施設というなら、一番最初に言ったように、行政として一番最初に浴場を作った趣旨、そういったものに基づいてもっとより多くの人達が利用できるように改善していくのが行政の仕事ですよ、努めですよ。

それを一番多い時から少なくなったから廃止するとか、集約するとか、そういうような施設ではありませんよ。特に一般質問の中でも指摘しましたが、隣の議員は庁舎等の建設検討委員会に出席されている議員ですけれども、これは昨日も一般質問の中でも指摘させてもらいました。

中間報告の付帯意見に基づきとこの議案の中にはありますが、付帯意見として付けられた意見そのものが、昨日も言いましたように、一番最初に提案があったのは第3回事務局の係長が付帯意見として総合福祉センターは比較的新しい施設であるから、閉鎖後の売却や利活用などの処分に係る検討に早急に着手することとすることを付帯意見として付けさせてもらいますと、今後こういうような発言も出るでしょうからということによって言っています。

行政内部から出た意見ですね。その後5回目の検討委員会の冒頭の説明で、今度はまた事務局から付帯意見について説明した部分があります。その時は今度はどういう説明かという、「別紙になりますが付帯意見としてこれまで委員の皆様方にいただいた意見とを纏めております」というように言っています。

一番最初に付帯意見として提案したのは事務局でありながら、今度は委員の皆様のご意見として取りまとめておりますというような説明をしています。明らかに検討委員会の委員さんの意見でないものを委員の意見のように見せかけて取り扱っているのです。その付帯意見として付すべきものではないですよ。意見として委員さんはこの言葉については一言も言っていないです。1回から6回まで全部見て下さい。

むしろ庁舎移転後の福祉センターの取扱いをどうするか考えるなら、むしろ諮問事項の一つとして諮問して事務局案として提案して、おそらく検討委員会の中で審査して、委員さんからの意見を聞いて尊重して廃止かどうかを議論すべきだったと思うのです。

もっと言うなら、あれだけの総合福祉センターですよ。それは存廃について別の検討委員会を作って、本当に存続させるか廃止するかを検討すべきような非常に鞍手町にとって大き

な案件です。それを行政の事務局が付帯意見として付けますと言って、今度は委員の皆様の意見として付帯意見として付けますというように見せかけているわけですよ。

実際に意見でないものをこうやって付帯意見として取り扱うこと自体、またそれをこの議案の提案理由とすること自体、この提案に正当性がないというふうに私は思いますが、いかがですか。

○議長 星 正彦君

副町長。

○副町長 阿部 哲君

いま議員、1回から5回までの議事録の中にそういったものが載っていないということを言われたのですが、私が最初に申し上げたとおり、第1回目の時に委員の方から施設の集約をするのであれば福祉センターも此方に持って来ればと単純に考えるというような発言がありまして、その中で事務局の方から総合福祉センターの面積機能の全てが必要かどうかも含めて検討させていただきたいというような答弁もしています。

こういったことを踏まえて検討を重ねておったということでございますので、そのところは、何にも委員さんからそういった発言がなかったから付帯意見にそういったことを載せるのはおかしいのではないかということでは、私の方ではないというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

先程から提案説明の中身についても縷々述べられておりますが、一つは段階的に条件整備をしていくというのは、具体的に言ったらどういう条件整備をしていくつもりなんですか。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

段階的にというところでは、今回福祉棟の廃止を提案させていただいております。それ以外の施設につきましては、今後検討していくものとしております。以上です。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

まず今回条例案を上げておりますが、条例案が可決いたしましたら、民間にも貸し出せるようにしまして。その前に今は行政財産でありますので、それをまず普通財産に落とす必要があると思っております。普通財産にした後に、これから賃貸借というような形になると思います。その後に福祉人権課長が言いましたように、4月以降になりましたら収益目的で民

間企業に貸し出せるように条件を整備していきたいと思っております。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

ちょっと質問がかぶることはあるとは思いますが、ここは福祉センターですから収益事業というふうに、そこをかぶせていくというのはいかがなものかというふうに思っております。

鞍手町のキャッチフレーズと言いますか、ハートフルステーションと言っていますよね。福祉の後退ではないと先程も町長が言われていましたが、でも必要最低限の福祉機能、保健機能を庁舎と一緒にやると、これハートフルステーションの名に、なかなか合致しないのではないですか。福祉の充実というのがハートフルステーションの中身であろうというふうに思うのですが、そういう意味で浴場を廃止するというのは、本当に利用者の方、町民の方からあそこが無くなったら本当に困りますという意見を私はたくさん聞いているのです。

ここを福祉の後退とは思わないと、やっぱり実際後退だと認識をした上で福祉の充実を図っていくべきだろうというふうに思うのですが、その点について答弁をお願いします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

議員のおっしゃることは本当に重々心得ておるかと思えます。

まず1つは、お風呂ですが、あのお風呂を今議員が言われたように本当に困りますというのは、一つは家にお風呂が無いから、昔、私が小さい頃は近くに銭湯とかがあったのですが、いまはそういう時代が変わりまして、普通銭湯といいますかああいったものが全て無くなりました昭和の時代で。

今の現世の時代において家庭で風呂がないからあそこの風呂に入っているのですよという方が居られれば、今からそういったものも含めて検討は実は考えているところでした。ただいかんせん、あそこの風呂のボイラーが大分壊れてきて危ないような状況になっているという報告を受けまして、ボイラーを変えとなると数千万かかるみたいだということ、そして維持管理を考えるとちょっとやはり、今は財政状況は非常に厳しい状況に、私が言うまでもないかと思いますが、そういう状況下においては、今回はここを廃止させていただきたいと、一つはこれはお願いでもございます。

それと、先程言いましたように、家に風呂が無い方にとっては本当に困る話でありますので、それはきちっとした形で今から調査を行おうという、そういうふうな段階でございましたということです。以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

ということは福祉の後退には間違いないということですね。

昔は長谷に老人福祉センターがあって、あそこにも風呂がありました。

そして議員で調査特別委員会なりを作って、いろいろな場所も選定しながら今の総合福祉センターがある位置にどういう設計でやろうかだとか、お風呂に薬湯があったりとか、視察にも行って出来上がりを確認して、カラオケをどうしようとかいろいろな検討を加えてあそこが出来たわけですよ。

当初はもちろん多い時は8万5千人ぐらい来られていたということですが、でも入湯時間というか開館時間、日にちもそうですが、それを変えたりして減ったという部分もあるでしょう。

料金の改定も含めてですが、そういう条件もあっての、ただ単に同じ条件で利用者が減ったということにはならないと思うのです。ですから今後こういう施設は、お風呂の無い方だけが使っているのではないですよ。憩いの場とも言われましたが、それ以外でも自分の家にお風呂があったとしてもやっぱり使っている。あそこでお風呂に浸かりたいという方も沢山おられるわけで、そういう意味でそういう施設を新たに作るのか、または維持していくのかというのも是非考えていただきたい。

ちょっとずれますが、スイミングクラブもなくなって温水プールもなくなって、老人の健康促進するようなそういう施設もどんどん減って行っているということで陳情も出されました。そういう意味で言えば、こういった施設をぜひ維持するだとかという考えもぜひ検討していただきたいというふうに思います。もう一度お願いします。

○議長 星 正彦君

町長。

○町長 徳島 眞次君

貴重なご意見ありがとうございます。

そうですね、全てなくすという、今回は取りあえずはなくす方向ではおるのですが、後に民間の方々にもアプローチをかけております。

皆さん方もよくご存じかと思いますが、例えば東京なんかでは大江戸温泉物語とか、ああいった立派なお風呂の施設をもたれているところもございます。そういったところも全国展開でやられているということも聞いております。

そういったところにも今回たまたま民間の皆さん方で頑張っておられますインター横の開発ですか、その責任者の代表の方にもそういったことの働きかけも当然行っております。もし民間の方が来られるのであれば、逆に町民の方がそこを利用される時にはそれなりの、今すぐは分かりませんが、割引チケットですか、そういったものを町民の皆さん方にして、そして福祉センターと同じような感じで使えるようになればということも、いろいろな分野において検討していきたいとそのように思っております。以上でございます。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第68号は民生産業委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第68号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第4 議案第69号 専決処分の承認(平成29年度鞍手町一般会計補正予算第4号)を議題とします。

先ず歳出より質疑をお受けします。

補正予算に関する説明書の10頁をお開き下さい。

2款 総務費について、10頁から13頁について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで歳出を終わります。

次に、歳入に入ります。

8頁をお開き下さい。

15款 県支出金について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで歳入を終わります。

それでは歳入、歳出全般について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

只今議題となっています議案第69号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第69号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第5 議案第70号 平成29年度鞍手町一般会計補正予算(第5号)を議題とします。

まず歳出より質疑をお受けします。

補正予算に関する説明書の14頁をお開き下さい。

2款 総務費について14頁から17頁まで質疑ありませんか。

次に進みます。

3款 民生費及び4款 衛生費について16頁から25頁まで質疑ありませんか。

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

19頁、障害福祉サービス費が5千万円ほど補正が組まれています。

中身を見てみますと、訪問系のサービス、通所系、入所系というふうにあります。この増えた理由について教えてください。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

先ず訪問系サービスの給付費についてご説明させていただきます。

本補正につきましては、10月までの実績により今年度分全体を見込んだものでございます。

主な増減の要因といたしましては、居宅介護費で28年度月平均利用日数の見込が269回から実績しいたしまして283回の増となっております。

当初予算で1,537万2千円を見込んでおりましたところ、実績見込額といたしまして1,687万8,903円となり、150万6,903円の増が主な原因でございます。

続きまして、通所系サービス給付費についてご説明させていただきます。

この中身におきまして主な増減の要因といたしまして、生活介護費が28年度の月平均利用日数といたしまして1,343回で、実績といたしまして1,452回、109日の増となっております。当初予算で1億5,602万4千円を見込んでおりましたところ、実績見込額が1億7,841万269円となり、2,338万6,249円の増となっております。

また、通所系サービスの内、就労移行支援におきまして28年度月平均利用日数におきまして129日で実績では168日となりました。これにより当初予算といたしまして1,400万4千円を見込んでおりましたところ、実績見込額といたしまして2,293万9,883円の増となり、893万5,889円の増となったことが主な要因でございます。

続きまして、入所系サービスにつきましてご説明をさせていただきます。

この増額の主な要因といたしましては、共同生活援助費の1,129万1,232円の増となっております。

利用区分の重い方が多く利用されたために月平均利用見込額が475万7千円が実績といたしまして月542万6,605円となり、約14%の増となっております。これにより年額1,129万1,232円の増となっておるところが主な要因でございます。

以上でございます。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

その見込と昨年の実績と、今年の10月までの見込を含めての増というのは分かるのですが、何で増えたのかというのをお尋ねしたかったのです。その理由について。

○議長 星 正彦君

福祉人権課長。

○福祉人権課長 石井 通稔君

主な原因としましては、月あたりの平均の利用日数が増えたということでございます。

確かに利用者の増えた部分がございますが、利用者あたりで例えば、生活介護費で利用者が月68名のところ71名で3名の増ではございましたが、利用人数にいたしまして、その1人あたりの利用回数が増えたことが主な要因となっておりますでございます。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

次に進みます。

6款 農林水産業費及び8款 土木費について、26頁から31頁まで質疑はありませんか。

次に進みます。

9款 消防費から12款 公債費について、30頁から39頁まで質疑はありませんか。

これで歳出を終わります。

次に、歳入にはいります。

8頁をお開き下さい。

歳入は一括して質疑お受けします。

8頁から13頁について質疑はありませんか。

岡崎邦博君。

○11番 岡崎 邦博君

13頁の土地売り払い収入が48万4千円上がっています。その中身について教えてください。

○議長 星 正彦君

総務課長。

○総務課長 藤原 光徳君

お答えいたします。

土地売り払い収入の48万4千円につきましては、新延の字碓、碓池の付近の町有地を払い下げております。

面積にいたしまして2筆あるのですが、146㎡と7㎡、合わせて48万5,415円で県に売買しております。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

これで歳入を終わります。

それでは歳入歳出全般について質疑はありませんか。

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

37頁の長期債償還利子についてですが、長期債の借入利率が見直しされたということですが、この中身について教えてください。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

お答えいたします。

この1目の元金と2目の利子は関係がございまして、2つ要因がございます。

まず1つ目の要因は、平成18年度に10年毎の利率見直し方式で借入れた地方債について10年が経過して、利率が1.7%から0.01%に見直されたことに伴いまして元金と利率を補正するものでございます。その影響で247万1千円を減額しているというところ
でございます。

2つ目の要因としましては、平成28年度借入分の利率につきまして、当初予算におきまして利率を2%で組んでおりましたが、実際の借入利率が下がったことなどによりまして、長期債償還利率を1,003万8千円減額したというところになっております。

因みに借入としましてはいくつかあるのですが、最も安い利率で0.01%、最も高い借入利率0.08%の利率となっております。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

只今議題となっております議案第70号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第70号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第6 議案第71号 平成29年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっております議案第71号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第71号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に、日程第7 議案第72号 平成29年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

質疑はありませんか。

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

今回の減額補正についてですが、病院事業の実施設計の着手時期が未定という、勿論そういうこともあるのですが、もう一つの理由として医療器機購入費の確定に伴う不用額が発生しているというふうに言われていますので、その分がどのくらいなのかというのを教えて下さい。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

今回補正前におきまして医療器機購入分として7,700万円を予定していましたが、最終的に6,548万2千円となりまして、この医療費分の減額分が1,151万8千円というふうになっています。

器機の内容としましては、アイシング装置、酸素濃度計、内視鏡用炭酸ガス送気装置、バイポーラセット、訪問看護システム、外科用X線テレビシステム、放射線画像システム、手術用ベットサイドモニター等となっております。以上です。

○議長 星 正彦君

宇田川亮君。

○4番 宇田川 亮君

不用額自体が1,150万円ほどということですので、ということは実施設計自体は約2億ほどを考えているということになるのですか。

○議長 星 正彦君

政策推進課長。

○政策推進課長 三戸 公則君

この実施設計に係る分につきましては、病院事業債、それから過疎債、どちらも7,650万円、合計で1億5,300万円を計上しておりました。以上です。

○議長 星 正彦君

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

只今議題となっております議案第72号は総務文教委員会に付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第72号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

この際、休会についてお諮りいたします。

明日14日から18日までの5日間は委員会審査のため休会としたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって明日14日から18日までの5日間は委員会審査ため休会とします。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会します。

散会 13時51分